

議題 1

今期計画（平成 28 年度）の取組状況等
について

基本目標1 安心して暮らせる地域づくり

1 地域支援機能の強化

(1) 日常生活圏域の設定

項 目	平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)
日常生活圏域の設定	7 圏域	7 圏域

(2) 地域包括支援センターの包括的支援機能の充実

①地域包括支援センターの機能強化】

項 目		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年)
総合相談支援業務	市民	1,965 件	2,236 件
	関係機関	2,151 件	2,755 件
	合計	4,116 件	4,991 件
	割合(対高齢者人口)	6.4 %	7.6 %
権利擁護業務	成年後見制度	22 件	28 件
	消費者被害の防止	8 件	6 件
	虐待対応	44 件	43 件
	合計	74 件	77 件
包括的・継続的ケアマネジメント 支援業務	介護支援専門員に対する 個別相談・支援	395 件	630 件
	関係機関との連携	1,902 回	2,025 回

②地域包括支援センターの職員の確保と資質の向上

項 目		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年)
地域包括支援センター設置数		6 か所	6 か所
職種別人数	保健師等	12 人	13 人
	社会福祉士	10 人	10 人
	主任介護支援専門員等	12 人	12 人
	事務職(介護支援専門員等)	—	6 人
合計		34 人	41 人

③地域ケア会議の推進

項 目		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年)
多職種協働による地域包括 支援ネットワークの構築 地域ケア会議の開催	北部地域圏域 (社協)	中心と合同実施 4 回	2 回 中心と合同実施 2 回
	丘陵地域東部圏域 (天兆園)	8 回	6 回
	丘陵地域西部圏域 (常清の里)	6 回	3 回
	中心地域東部圏域 (エルダー)	3 回	9 回
	中心地域西部圏域 (春日丘荘)	6 回	4 回
	中心地域中部圏域 (社協)	6 回	4 回
	南部圏域 (葦原)	5 回	5 回
合計		34 回	33 回

④地域包括支援センターに関する情報の公表

項 目	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年)
地域ケア会議開催情報紙(iエリア通信)	3 回	3 回
医療機関・介護・障害福祉事業者検索(いばらき ほっとナビ)	—	11月より開始
介護事業所・生活関連情報検索(介護サービス情報公表システム)	掲載	掲載
地域包括ケア「見える化」システム	7月以降 閲覧可能	掲載

(3) 地域で支え合う体制の充実

項 目		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年)
健康福祉セーフティネット	地域包括支援センターの参加	189 回	184 回
生活支援コーディネーターの配置	第1層(市域全体)	1 人	1 人
	第2層(小学校区域)	—	1 人
協議体の設置	第1層協議体	—	116 団体
	第2層協議体	—	1 校区
生活困窮者自立支援制度(暮らしサポートセンター「あすてっぶ茨木」) 高齢者相談実人数		134 人	142 人
行方不明者捜索支援事業		3 件	0 件
災害時等における支援体制の強化	自主防災会結成	29 団体	30 団体
	避難行動要支援者名簿	—	2月より 順次開始
	福祉避難施設(介護)	47 か所	65 か所

2 医療・介護の連携の推進

(1) 在宅療養の充実

項目		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年)
地域における在宅医療情報の提供 医療機関・介護・障害福祉事業者検索(いばらき ほっとナビ)		—	11月より開始
在宅療養の支援	はつらつパスポート(みんなで連携編)	717 冊	2,011 冊
	在宅医療コーディネーターの配置 (医師会)	—	2 人
	在宅歯科口腔ケアステーションの設置 (歯科医師会)	—	4月より開始
	在宅療養協力薬局一覧表の配布 (薬剤師会)	11月より開始	配布

(2) 医療と介護の連携強化

項目		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年)
多職種連携研修会の取組	多職種連携研修会	1 回	1 回
	地域リーダー会議	4 回	5 回
地域包括ケア推進協議会		—	2 回
在宅医療・介護連携推進連絡会(平成27年度は協議会として実施)		4 回	5 回
病院地域連携室担当者連携会議		—	1 回
訪問看護ステーション連携会議		—	1 回
看・看連携研修会		—	1 回

※「いばらき ほっとナビ」運用画面

医療機関・介護・障害福祉事業者検索

いばらき ほっとナビ



「いばらき ほっとナビ」は

医療・介護・障害福祉サービス等を提供する事業者情報を一元化し、市民のみなさまに情報提供を図るとともに、医療・介護・障害福祉サービス事業に従事するみなさまを支援することを目的とした情報サイトです。



3 虐待防止・権利擁護に関する取組の推進

(1) 虐待防止への取組の推進

① 虐待防止及び啓発への取組

項 目		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年)
障害者・高齢者虐待防止ネットワーク連絡会		1 回	1 回
障害者・高齢者虐待防止ネットワーク連絡会研修会		1 回	1 回
虐待防止街頭啓発キャンペーン	JR茨木駅・阪急茨木市駅周辺	1 回	1 回

② 虐待への対応

項 目		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年)
虐待の相談件数		58 件	59 件
虐待を理由とする入所措置件数		1 件	0 件
高齢者緊急一時保護事業	保護人数	0 人	0 人

(2) 権利擁護の推進

項 目		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年)
成年後見制度利用支援事業	利用支援	9 人	8 人
	報酬助成	9 件	8 件
成年後見審判(法定後見)の市長申立	申立件数	6 人	5 人
日常生活自立支援事業 (社会福祉協議会)	利用件数	81 人	81 人
	相談・問合せ件数	346 件	287 件

※ 高齢者虐待防止パンフレット



※ 成年後見制度パンフレット



4 安心して暮らせる環境の充実

(1)安全・安心な住環境の整備

項 目		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
高齢者住宅等安心確保事業	利用世帯数	29世帯	29世帯
高齢者世帯家賃助成事業	利用者数	660人	655人
有料老人ホーム	施設数	19か所	22か所
サービス付き高齢者向け住宅	施設数	11か所	13か所

(2)福祉のまちづくりの推進

項 目		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
放置自転車撤去	台数	4,858台	3,877台
放置ミニバイク撤去	台数	343台	299台

(3)移動手段の充実

項 目		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
低床バス導入状況数 (阪急バス・近鉄バス・京阪バス)	ノンステップバス	111台	122台
	ワンステップバス	147台	141台
	合計	258台	263台
高齢者福祉タクシー料金助成事業	利用者	1,461人	1,523人

※低床バスについては、乗合バス・貸切バスのうち、貸切バスを除外したことに伴い、平成27年度の数値も修正しております。

5 在宅生活への支援

(1) 日常生活の支援

項目		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
緊急通報装置設置事業	利用者数	646人	662人
高齢者食の自立支援サービス事業	利用者数	726人	675人
ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業	利用登録者数	58人	70人
安心カード配布事業(ひとり暮らし高齢者)	配布数	11,549人 (一斉調査)	1,963人
高齢者日常生活用具給付事業	利用者数	24人	32人

(2) 家族介護の支援

項目		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
高齢者紙おむつ等支給事業	利用者数	287人	269人
高齢者ごいっしょサービス事業	利用登録者数	83人	77人
高齢者位置情報お知らせサービス事業	利用登録者数	5人	6人
認知症高齢者見守り事業の実施 (茨木童子見守りシールの配布数 ※10月より開始)		—	19人

【評価】

地域包括支援センターの相談件数は高齢者数の増加とともに年々増加しており、さまざまな生活支援ニーズに対応するため相談支援に当たっている。

総合事業実施のため、介護支援専門員等を増員しセンターの機能強化に取り組んでいる。

地域で支え合う体制の充実として、高齢者の生活支援体制整備を図るため、市域全体の第1層においては、協議体の設置及び生活支援コーディネーターの配置を行い、市域全体における関係機関のネットワークを構築することができた。また、小学校区単位の第2層においては、中津小学校区に協議体の設置及び生活支援コーディネーターの配置を行い、併せて、タブレットによるネットワーク構築事業を実施し、高齢者の見守りネットワークの強化や、日常生活上の課題などが把握できた。

虐待防止・権利擁護については、関係機関と連携し、高齢者の生活の再構築を行うとともに虐待の深刻化を防ぎ、虐待の防止に取り組み、虐待の相談件数が減少傾向にある。

また、パンフレットを関係機関に配布し、周知を図るとともに、成年後見制度利用支援事業等の実施により、高齢者の権利擁護を推進している。

その他、福祉サービスの実施により、在宅の高齢者への生活支援に取り組んでいる。

徘徊高齢者の捜索活動に関する取組の一つとして、平成28年10月から地域包括支援センターや市の連絡先が読み取れるQRコード付きの見守りシールの配付を開始した。行方不明時の早期発見及び事故の防止を図り、保護された場合の素早い身元確認につなげるよう取り組んでいる。

基本目標2 認知症高齢者支援策の充実

1 認知症ケアパスの普及と活用

(1) 認知症ケアパスの普及

項目	平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)
認知症ガイドブック配布数(関係機関用)	3,960 部	30 部
認知症サポートブック配布数(市民の皆さま用)	3,275 部	2,718 部

2 医療との連携、認知症への早期対応の推進

(1) かかりつけ医との連携

項目	平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)
認知症地域連携連絡協議会(27年度は医師会)	4 回	5 回
高齢者対策委員会(医師会)への参加	9 回	7 回

(2) 認知症地域支援推進員の充実

項目	平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)
認知症地域支援推進員の配置	1 人	2 人
医療と介護の連携強化 (関係機関との連携、連携会議等)	255 回	424 回
認知症やその家族に対する支援相談 (認知症オレンジダイヤル、同行訪問、面談等)	442 件	654 件
そのうち認知症オレンジダイヤル(認知症電話相談)	93 件	105 件

(3) 認知症初期集中支援チームの設置

項目	平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)
認知症初期集中支援チームの設置(平成27年10月1日設置)	1 チーム	1 チーム
認知症初期集中支援チーム専門医の配置(非常勤嘱託員)	—	1 人
認知症関係の相談件数(高齢者支援課受付)	90 件	121 件
専門医を含めたチーム員会議の開催回数	11 回	17 回
チーム員会議の検討件数 ※H27年度からの引継ぎは6件	実件数	29 件
	延件数	91 件

3 認知症に対する理解の促進と支援体制の構築

(1) 認知症に対する理解の促進

① 認知症に対する知識の普及・啓発

項 目		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)
はつらつ長寿講座の実施 (藍野病院市民公開講座との共催)	回数	1 回	1 回
	参加人数	439 人	394 人
認知機能低下予防プログラムの実施 (認知症予防等に関する教室)	回数	104 回	120 回
	参加人数	1,289 人	1,855 人
市広報誌やホームページ等での周知	広報誌(3月)	—	特集(6ページ)
	自治会回覧(9月)	—	8,000 部
	ホームページ	特設HP	特設HP
	フェイスブック	—	10月開始
	オレンジ新聞	546 部	277 部
	ハーモニック(11月)	2,000 部	2,000 部
認知症オレンジダイヤル(認知症電話相談専用ダイヤル)の周知 (啓発ティッシュの配布)		9,100 部	6,500 部
若年性認知症の啓発 (大阪府リーフレット)		—	300 部

② 認知症サポーターの活動の推進

項 目		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)
キャラバン・メイト登録者数(各年度4月1日現在)		83 人	87 人
認知症サポーター養成講座 平成20年度(2008年)からの累計	回数	55 回	70 回
	延べ受講者数	2,055 人	2,590 人
		11,562 人	14,152 人
「認とも養成講座講師」養成研修	回数	—	1 回
	参加人数	—	32 人
	講師登録者数	—	28 人
認知症サポーター ステップアップ講座 (認とも養成講座)	回数	—	1 回
	参加人数	—	39 人

③ 認知症カフェの設置

項 目		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)
啓発型認知症カフェの実施	実施か所数	—	2 か所
	回数	—	14 回
	参加人数	—	230 人
地域型認知症カフェの実施か所数		1 か所	7 か所
専門型認知症カフェの実施か所数		2 か所	5 か所

(2) 認知症高齢者の見守りネットワークの構築(再掲)

項 目	平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)
認知症高齢者見守り事業の実施 (茨木童子見守りシールの配布数 ※10月より開始)	—	19 人

【評価】

平成28年度は、認知症の人やその家族が地域の住民や医療・介護の専門家と交流する認知症カフェを発展的に展開するなど、家族等への支援を充実するため、10月1日に介護系の認知症地域支援推進員を配置した。

認知症に関するネットワークづくりとして、認知症地域連携連絡協議会を開催し、三師会や高齢者サービス事業所連絡会等との連携に取り組んでいる。

※ 茨木童子見守りシール



身元が分からない場合は最寄りの警察が次の連絡先までご連絡ください。
 地域包括支援センターA●●●●●
 TEL072-●●●●●-●●●●●
 茨木市高齢者支援課
 TEL 072-622-8121(代表)

※ 認知症オレンジダイヤル啓発ティッシュ



マグネットタイプを挿入

※ 認知症オレンジダイヤルチラシ



※ 認知症ケアパス(表紙)
(認知症サポートブック)



※ いばらきオレンジかふえマップ(表紙)



※ ホームページ画面



基本目標3 健康づくりと介護予防・生活支援の推進

1 はつらつ世代における「健康いばらき21・食育推進計画(第2次)」の推進

(2) 健康診査の実施と受診率向上に向けた取組

【健康診査の実施】

項目	平成26年度 (2014年)	平成27年度 (2015年)
特定健康診査受診率	29.6 %	30.5 %
特定保健指導実施率	40.3 %	52.5 %

※平成28年度の実績は、11月頃に確定する予定です。

2 介護予防・生活支援サービス事業の充実

(1) 訪問型サービス

* …… 平成29年2月までの実績

項目		平成28年度 (2016年)
訪問型サービス(訪問介護相当サービス) 延件数		* 1,566 件
訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス) ※ 10月より開始		* 3 件
訪問型サービスA従事者養成研修	受講者数	65 人
	修了者数	61 人
訪問型サービスC(短期集中予防サービス)	実人数	6 人
	延人数	39 人

(2) 通所型サービス

項目		平成28年度 (2016年)
通所型サービス(通所介護相当サービス) 延件数		* 2,142 件
通所型サービスB(住民主体による支援) ※ 10月より開始	実人数	◆ 59 人
	延人数	◆ 602 人
通所型サービスC(短期集中予防サービス)	実人数	20 人
	延人数	129 人

◆事業対象者・要支援者のみの数値。また、月別利用者数の累計となっている。

(4) 介護予防ケアマネジメント

項目		平成28年度 (2016年)
ケアマネジメントA 延件数	事業対象者	562 件
	要支援認定者	* 1,831 件

3 一般介護予防事業の推進

(1) 介護予防把握事業

項目	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
はつらつチェックリスト(健康アンケート)対象者	30,024人	32,886人
個人結果アドバイス表発送者数	24,918人	26,987人

※平成27年度から、70歳～84歳を対象

(2) 介護予防普及啓発事業

項目	場所	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
介護予防教養講座	高齢者活動支援センター 及び多世代交流センター 等	92回	131回
		2,196人	3,286人
介護予防健康運動教室等 (啓発イベント、講習会、相談 介護予防トレーニング等)	保健医療センター等	549回	581回
		10,029人	10,865人
介護予防教室 (はつらつ運動教室、認知 症予防教室)	高齢者活動支援センター 及び多世代交流セン ター、公民館等	565回	654回
		9,809人	10,347人
計		1,206回	1,366回
		22,034人	24,498人
はつらつパスポート(みんなで元気編)		5,472冊	6,180冊
元気！いばらき体操(DVD)		181本	170本

(3) 地域介護予防活動支援事業

項目	場所	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
出前講座等 (はつらつ出張講座等)	保健医療センター、 公民館等	115回	126回
		2,569人	3,748人
街かどデイハウス 介護予防事業	街かどデイハウス、 公民館等	4,176回	4,341回
		29,951人	33,310人
コミュニティデイハウス 介護予防事業	公民館等		99回
			626人
計		4,291回	4,566回
		32,520人	37,684人

(4) 一般介護予防事業評価事業

項目	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
行動変容の評価	439人	813人
外出が増えた	283人(64.5%)	500人(61.5%)
友人ができた	265人(60.4%)	517人(63.6%)
規則正しい生活をするようになった	229人(52.1%)	465人(57.2%)
身体を動かすようになった	357人(81.3%)	675人(83.0%)
食事に気をつけるようになった	247人(56.3%)	514人(63.2%)
明るくなった	306人(69.7%)	478人(58.8%)
効果がみられなかった	0人(0%)	0人(0%)

※平成27年度は、はつらつ運動教室において行動変容の評価を実施

(5)地域リハビリテーション活動支援事業

項目	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年)
通所、訪問サービスの介護職員等への助言	0 回	0 回
住民運営の通いの場への関与	22 回	3 回
地域ケア会議への関与(地域包括支援センター)	15 回	33 回
サービス担当者会議への関与(ケアマネジャー)	0 回	0 回
個別ケア会議(ケース検討会)への関与(複雑困難事例)	0 回	0 回
個別ケース会議への関与(高齢者虐待対応)	2 回	0 回
事例検討会への関与(研修が主目的)	0 回	0 回
栄養指導	2 回	2 回
その他	5 回	47 回
合計	46 回	85 回

【評価】

介護予防の推進については、高齢者が身近な地域で取り組むことができるよう、多世代交流センターや公民館といった施設で実施し、運動の習慣化や友人づくり、外出の機会の増加など、日常生活における行動変容に取り組んでいる。また、高齢者の出番づくりの場として、介護予防事業への住民主体の参画を図り、高齢者が高齢者を地域で支える活動の支援に取り組んでいる。

※ 総合事業リーフレット



基本目標4 地域活動・社会参加の促進

1 高齢者活動の拠点の整備

【高齢者活動支援センター シニアプラザいばらきの利用状況】

項目	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
利用者数	35,007人	40,647人

(1) 老人クラブ活動活性化推進事業

項目		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
老人クラブ	単位老人クラブ数	137団体	137団体
	会員数	7,803人	7,598人
市老人クラブ連合会会員カード優待店舗数		51店舗	53店舗

(2) 高齢者リーダー養成事業

項目		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
高齢者リーダー養成研修 (補助金パソコン講習)	開催回数	21回	6回
	参加人数	460人	50人

(3) いばらきシニアカレッジ「いこいこ未来塾」

項目		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
茨木シニアカレッジ・いこいこ！未来塾	受講者数	130人	125人

(4) 高齢者いきがいワーカーズ支援事業

項目	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
事業立ち上げ件数	1件	2件

(5) シニアマイスター登録事業

項目	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
登録者数	41人	101人

(6) 茨木ふれあいポイント事業

【シニアいきいき活動ポイント事業】

項 目	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
登録者数	337人	509人
受入施設数	59施設	79施設

2 高齢者の身近な「居場所」の整備

(1) いきいき交流広場の実施

項 目	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
広場数	14団体	16団体
スタッフ人数	4,933人	7,009人
利用人数	25,433人	34,745人

(2) 街かどデイハウス事業の実施

項 目		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
事業所数		21団体	20団体
利用人数		41,515人	45,135人
介護予防事業 (再掲)	回数	4,176回	4,341回
	参加人数	29,951人	33,310人

※平成28年10月から、街かどデイハウス3団体が通所型サービスB(コミュニティデイハウス事業)に移行。

3 包摂型社会づくりの推進

(1) 世代間交流の取組

項 目	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
多世代交流センター利用者数	62,474人	97,474人
ふれあい体験学習参加者数	2,177人	3,840人

※多世代交流センターは施設改修のため、平成27年7月～9月休館。

(2) 福祉教育への取組

項 目	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	
体験学習等実施学校数	小学校	24校	32校
	中学校	14校	14校

(3) 様々な高齢者の交流機会の取組

項 目	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
高齢者レクリエーションのつどい	189人	205人
市民グラウンド・ゴルフ大会	236人	175人
市民ゲートボール大会	68人	61人
市民ウォークラリー大会	86人	79人
指導者の育成研修会	82人	126人

4 高齢者の「働く」の支援

(2) シルバー人材センターの取組

項目	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
登録会員	1,253人	1,295人

(3) 高齢者の新しい働き方の創造

■ 高齢者活動支援センターでの就労相談の状況

項目		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
シルバー人材センター 相談会	相談件数	42件	9件
	入会者数	12人	3人

【評価】

高齢者の地域活動・社会参加については、高齢者の「居場所と出番」を創出するため、高齢者活動支援センター「シニアプラザいばらき」で各種事業を実施し、高齢者支援に参画する担い手づくりや事業立ち上げを支援し、介護予防事業を行う高齢者団体として2団体を組織化することができたほか、街かどデイハウス20事業所(別途、コミュニティデイハウス移行3事業所)・いきいき交流広場(16事業所)へ新設、拡充することができた。

また、多世代交流センターにおいては、子どもの居場所づくりや高齢者と子どもとの世代間交流事業に取り組み、子どもの利用者数が増加している。

基本目標 5 介護保険事業の適正・円滑な運営

1 介護保険運営体制の強化

(1) 要介護認定の適切な実施

① 高齢者及び要介護認定者数の推移

ア 高齢者人口の推計

(各年度 9 月 30 日時点)

高齢者人口	平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)		
	計画 (a)	実績 (b)	(b/a)	計画 (c)	実績 (d)	(d/c)
高齢者人口	63,253 人	63,253 人	100.0%	64,959 人	64,970 人	100.0%
前期高齢者	36,257 人	36,332 人	100.2%	36,135 人	36,238 人	100.3%
後期高齢者	26,996 人	26,921 人	99.7%	28,824 人	28,732 人	99.7%

高齢化率 23.26%

イ 要介護認定者数の推移

(各年度 9 月 30 日時点)

要介護度	平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)		
	計画 (a)	実績 (b)	(b/a)	計画 (c)	実績 (d)	(d/c)
要支援 1	1,927 人	2,038 人	105.8%	2,044 人	2,008 人	98.2%
要支援 2	1,699 人	1,597 人	94.0%	1,818 人	1,625 人	89.4%
要介護 1	2,133 人	2,201 人	103.2%	2,219 人	2,376 人	107.1%
要介護 2	1,824 人	1,777 人	97.4%	1,994 人	1,821 人	91.3%
要介護 3	1,433 人	1,371 人	95.7%	1,539 人	1,339 人	87.0%
要介護 4	1,232 人	1,121 人	91.0%	1,335 人	1,188 人	89.0%
要介護 5	987 人	960 人	97.3%	1,004 人	1,013 人	100.9%
合計	11,235 人	11,065 人	98.5%	11,953 人	11,370 人	95.1%
うち 1 号被保険者 (対 65 歳以上人口比)	10,963 人 (17.3%)	10,798 人 (17.1%)	98.5%	11,683 人 (18.0%)	11,108 人 (17.1%)	95.1%
うち 2 号被保険者	272 人	267 人	98.2%	270 人	262 人	97.1%

〈参考：平成 26 年度〉

高齢化率	本市	22.4%	大阪府	25.7%	全国	26.0%
要介護認定率	本市	16.9%	大阪府	20.3%	全国	17.9%

(2) 介護保険事業に係る評価の推進

【高齢者施策推進分科会開催状況】

項目	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
高齢者施策推進分科会開催回数	3回	2回

(3) 介護給付適正化に向けた取組

【介護給付適正化事業実施状況】

項目	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	
訪問認定調査の点検	目標	10,381件	10,084件
	実績	10,084件	10,115件
	達成率	97.1%	100.3%
ケアプランの点検	目標	250件	250件
	実績	665件	783件
	達成率	266.0%	313.2%
住宅改修の適正化	目標	45件	45件
	実績	23件	24件
	達成率	51.1%	53.3%
福祉用具購入・貸与調査	目標	12回	12回
	実績	12回	12回
	達成率	100.0%	100.0%
介護と医療情報との突合	目標	12回	12回
	実績	12回	12回
	達成率	100.0%	100.0%
縦覧点検実施	目標	12回	12回
	実績	12回	12回
	達成率	100.0%	100.0%
介護給付費通知	目標	2回	2回
	実績	2回	2回
	達成率	100.0%	100.0%
給付実績の活用	目標	1回	1回
	実績	3回	2回
	達成率	300.0%	200.0%

(4) 介護保険サービス事業者への指導・助言等

【介護保険事業所への指導】

項目	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
実施指導件数	103件	53件

(5) 介護保険サービスに対する相談体制の充実

【介護相談員の配置状況】 市内の介護保険施設等38か所に介護相談員を派遣

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)
相談員数	18人	18人
訪問件数	782件	850件
相談件数	50件	25件

(6) 介護従事者の育成・定着に向けた支援

【介護職員実務者研修支援事業】

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)
申請件数		8件
介護福祉士 合格者数		6人

【介護職員住宅手当支援事業】

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)
申請件数		0件

【介護職員 2～5 年目研修事業】

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)
受講者数		22人

2 介護保険サービスの充実と供給体制の整備

(1) 地域密着型サービスの充実

【地域密着型サービスの整備状況】

項目	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（累計）	0か所 (2か所)	0か所 (2か所)
夜間対応型訪問介護 (累計)	0か所 (1か所)	0か所 (1か所)
小規模多機能型居宅介護（看護小規模含む） (累計)	1か所 (14か所)	1か所 (16か所)
認知症対応型通所介護 (累計)	1か所 (11か所)	0か所 (12か所)
地域密着型通所介護 (累計)		7か所 (38か所)
認知症対応型共同生活介護 (累計)	0か所 (12か所)	0か所 (13か所)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (累計)	0か所 (3か所)	0か所 (3か所)

※平成27年度、平成28年度指定のうち第5期整備分は、（累計）に含むが整備数には計上しない。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施状況】

年度	計画値	利用実績	利用割合
平成27年度 (2015年度)	2,568人	902人	35.1%
平成28年度 (2016年度)	3,708人	870人	23.5%

② 夜間対応型訪問介護

【夜間対応型訪問介護】

年度	計画値	利用実績	利用割合
平成27年度 (2015年度)	36人	28人	77.8%
平成28年度 (2016年度)	48人	6人	12.5%

③ 認知症対応型共同生活介護

【認知症対応型共同生活介護の実施状況】

年度	計画値	利用実績	利用割合
平成27年度 (2015年度)	1,836 人	1,655 人	90.1%
平成28年度 (2016年度)	1,836 人	1,589 人	86.5%

④ 小規模多機能型居宅介護（複合型サービス含む）

【小規模多機能型居宅介護の実施状況】

年度	計画値	利用実績	利用割合
平成27年度 (2015年度)	2,100 人	2,326 人	110.8%
平成28年度 (2016年度)	2,400 人	2,844 人	117.6%

⑤ 認知症対応型通所介護

【認知症対応型通所介護の実施状況】

年度	計画値	利用実績	利用割合
平成27年度 (2015年度)	22,140 回	21,314 回	96.3%
平成28年度 (2016年度)	25,728 回	21,917 回	85.2%

⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の実施状況】

年度	計画値	利用実績	利用割合
平成27年度 (2015年度)	1,044 人	574 人	55.0%
平成28年度 (2016年度)	1,392 人	861 人	61.9%

(2) 介護保険サービス量確保の方策

①施設・居住系サービス

【施設サービスの実施状況】

年度	施設	定員(年間)	計画値	利用実績	利用割合
平成27年度 (2015年度)	介護老人福祉施設	8,292人	7,752人	7,996人	103.1%
	介護老人保健施設	6,912人	6,048人	6,828人	112.9%
	介護療養型医療施設	852人	300人	352人	117.3%
	合計	16,056人	14,100人	15,176人	107.6%
平成28年度 (2016年度)	介護老人福祉施設	8,292人	7,752人	8,095人	104.4%
	介護老人保健施設	6,912人	6,072人	7,061人	116.3%
	介護療養型医療施設	852人	300人	433人	144.3%
	合計	16,056人	14,124人	15,589人	110.4%

【特定施設入居者生活介護の実施状況】

年度	計画値	利用実績	利用割合
平成27年度 (2015年度)	5,292人	5,362人	101.3%
平成28年度 (2016年度)	5,268人	5,355人	101.7%

②居宅サービス

ア 訪問介護

【訪問介護の実施状況】

年度	計画値	利用実績	利用割合
平成27年度 (2015年度)	40,284人	47,967人	119.1%
平成28年度 (2016年度)	37,296人	45,471人	121.9%

イ 訪問入浴介護

【訪問入浴介護の実施状況】

年度	計画値	利用実績	利用割合
平成27年度 (2015年度)	2,976回	3,390回	113.9%
平成28年度 (2016年度)	2,604回	3,584回	137.6%

ウ 訪問看護

【訪問看護の実施状況】

年度	計画値	利用実績	利用割合
平成27年度 (2015年度)	105,876回	83,307回	78.7%
平成28年度 (2016年度)	114,450回	80,206回	70.15%

エ 通所介護（通所介護・通所リハビリテーション）

【通所介護の実施状況】

年度	計画値	利用実績	利用割合
平成27年度 (2015年度)	348,432回	401,597回	115.3%
平成28年度 (2016年度)	103,872回	335,544回	323.0%

オ 短期入所（生活介護・療養介護）

【短期入所の実施状況】

年度	計画値	利用実績	利用割合
平成27年度 (2015年度)	73,320日	61,236日	83.5%
平成28年度 (2016年度)	83,664日	62,134日	74.3%

カ 訪問リハビリテーション

【訪問リハビリテーションの実施状況】

年度	計画値	利用実績	利用割合
平成27年度 (2015年度)	22,824回	11,545回	50.6%
平成28年度 (2016年度)	23,040回	11,177回	48.5%

③居宅介護（介護予防）支援

【居宅介護（介護予防）支援の実施状況】

年度	計画値	利用実績	利用割合
平成27年度 (2015年度)	76,944人	79,251人	103.0%
平成28年度 (2016年度)	75,744人	78,467人	103.6%

(3) 介護保険サービスの普及・啓発、情報提供への取組

年度	出前講座	介護保険課ホームページアクセス数
平成27年度 (2015年度)	6回(208人)	9,441回
平成28年度 (2016年度)	8回(279人)	8,169回

(4) 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の活用の促進

【利用者負担額軽減制度の状況】

項目	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
軽減を実施している法人数	15法人	15法人
対象者	9人	16人
法人が軽減した総額	561,202円	760,227円
市が法人に補助した額	10,000円	91,000円

【評価】

本市における高齢者数、要介護認定者数は、ほぼ計画通りの伸びで推移しており、大阪府、全国平均と比べて低くなっていますが、高齢化は着実に進んでいます。

地域密着型サービスの整備は、整備についての相談はあるものの、整備に繋がらず計画より少ない実績となっています。

平成28年度から予定していた総合事業は、新規申請者に限定したため、訪問介護と通所介護の実績が計画より多くなっています。

介護給付適正化事業の一つであるケアプランの点検は、介護サービス利用の根幹となるケアプランをチェックする重要な事業となることから、平成27年度から専門機関である大阪府介護支援専門員協会に委託し、平成28年度には個別相談を取り入れるなど指導の充実に努めました。

また、全国的に不足する介護職員の確保については、本市においても深刻な課題となっており、本市独自の事業として、介護福祉士資格取得のための研修費用の助成や若手職員を対象とした次期リーダー育成の研修を実施し、質の向上に向けた支援を行いました。

議題 2

平成 29 年度新規（拡充）事業について

基本目標1 安心して暮らせる地域づくり

1 地域支援機能の強化

◆生活支援体制整備事業の拡充

目的：高齢者の生活支援体制整備を図るため、市域全体の第1層と小学校区単位の第2層において、協議体の設置及び生活支援コーディネーターの配置を行い、多様な関係主体間（高齢者、医療機関、地域団体、事業所、行政等）の定期的な情報共有及び連携・協働によって、生活支援ニーズの把握、地域資源の創出及び新しい生活支援サービスを創出する。

内容：○第1層（市域全体）協議体参画団体の加入促進

高齢者の生活支援体制整備に向けて、引き続き参画団体の加入促進に向けた啓発活動を実施（平成29年3月末現在 116団体）

○第2層（小学校区単位）協議体の設置拡充及びモデル事業の実施

各地区が抱える地域課題の解決に向けた取組みを実施

- ・中津：タブレットによる見守りネットワーク構築
- ・山手台：シルバー人材センターによる買い物代行支援
- ・福井：地元農産物の地産地消促進と食事・居場所づくり
- ・郡山：外出支援ポイント制度の導入、外国人共生の取組み

基本目標1 安心して暮らせる地域づくり

2 医療・介護の連携の推進

◆在宅医療・介護連携シンポジウムの開催

目 的：講演会を開催し、茨木市の在宅医療・介護連携について在宅療養の理解を促進するとともに、市民自身が在宅療養を考えるきっかけづくりとする。

日 時：平成 30 年 2 月 4 日（日曜日）
午後 2 時～4 時 30 分（開場：1 時 30 分）

場 所：立命館いばらきフューチャープラザ・グランドホール（客席数 1000 人）

実 施：市と医師会との共催（市制施行 70 周年・医師会創立 70 周年）

対 象：市民、医療・介護関係者

テーマ：茨木市在宅医療・介護連携シンポジウム
～ 茨木市における在宅医療の展望 ～
『住み慣れた街 茨木に最期まで暮らし続けよう』

基本目標1 安心して暮らせる地域づくり

4 安心して暮らせる環境の充実

◆高齢者特殊詐欺被害等防止対策機器の貸与

目的：高齢者を狙った還付金詐欺等の特殊詐欺被害額が急増していることから、被害の未然防止、被害件数の減少をめざして、特殊詐欺被害等防止対策機器を市民に貸与する。

内 容：【対象者】

- ・市内に住む 65 歳以上単身高齢者及び高齢者世帯

【機器の性能】

- ・設置者宅に電話をかけてきた者に※警告メッセージを自動で流す
※「犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます」
- ・受話器応答時から自動録音（60 時間分の会話を上書きしながら保存）

【申請】

- ・6月15日（木）から6月30日（金）までを一斉受付期間とする
- ・受付場所は高齢者支援課窓口とし、先着 100 台
※期間内の申請件数が 100 台に満たない場合は、7月1日以降随時受付

【その他】

- ・期間限定の緊急措置として実施
- ・利用者の自己負担なし

【機器設置イメージ】



基本目標3 健康づくりと介護予防・生活支援の推進

2 介護予防・生活支援サービス事業の充実

◆訪問型サービス事業Bの実施

目 的：住民主体による支援等の多様なサービスの実施

内 容：住民主体の自主活動として行う生活援助等

対 象：概ね自立した生活を営めるが、重い物の買い物代行、調理、掃除、大型ゴミ出し、除草、家具の移動、窓拭き、衣替えなど、日常生活面で時々援助が必要な方

実 施：委託（予定）

2 介護予防・生活支援サービス事業の充実

◆通所型サービス事業Bの拡充

目 的：介護予防・日常生活支援総合事業の実施に併せて、要支援認定者及び事業対象者の能力を最大限に活かしつつ、多様なサービスを提供する仕組みを構築するため、要支援認定者、事業対象者及び一般高齢者が利用できる（共生型）の通所型サービス事業B（コミュニティデイハウス）の事業所を整備拡充する。

内 容：これまで要介護認定で、自立（非該当）と判定された一般高齢者が利用してきた街かどデイハウスを、通所型サービス事業B（コミュニティデイハウス）に移行させる。

平成 28 年 10 月開設：3 事業所（とんとん、ふくろうハウス、日向）

平成 29 年 4 月開設：5 事業所（オアシス平田、かるがも、駅前らんど、ほづみ、ふくろうハウス上野）

基本目標3 健康づくりと介護予防・生活支援の推進

3 一般介護予防事業の推進

◆「元気！いばらき体操 Ver. 3」の制作

目的：介護予防の取組の更なる充実を図るため、「栄養改善」「うつ・閉じこもり予防」に関する内容を新たに盛り込んだ複合的なプログラムの「元気！いばらき体操 Ver. 3」を制作する。

内容：【収録する種目】

- ①介護予防の必要性についての講話
- ②栄養改善に関する講話
- ③口腔機能向上に関する講話
- ④口腔機能向上に関する体操
- ⑤うつ・閉じこもり予防に関する講話・体操
- ⑥認知機能低下予防に関する講話
- ⑦認知症早期発見に関する講話
- ⑧認知機能低下予防に関する体操
- ⑨運動器の機能向上に関する体操
- ⑩多世代で実施できる健康づくり体操
- ⑪新聞棒を用いた体操

その他：市制施行 70 周年記念事業として制作

基本目標 5 介護保険事業の適正・円滑な運営

介護従事者の育成・定着に向けた支援

◆目的

介護サービスを支える介護人材の確保、質の向上及び定着を促進する目的で、介護福祉士の資格取得に必要な研修費用の助成や、市内で採用された介護職員への住宅手当の支給などを実施する。

(ア) 人材確保への支援

・ 介護職員住宅手当助成事業の要件緩和

概要：①転入要件（UI ターン）の削除

→市内に居住する者

②資格要件（介護福祉士）の緩和

→介護福祉士の資格を有する者もしくは3年以内に介護福祉士の資格取得を目指す者

・ 介護職の魅力発信事業

概要：介護業界の現場で活躍している職員や素晴らしい取り組みをしている事業所を紹介し、介護の仕事の魅力をホームページやFace Bookで発信する

議題 3

次期計画策定に係るアンケート調査の結果について

茨木市保健福祉に関するアンケート調査 資料

議題 4

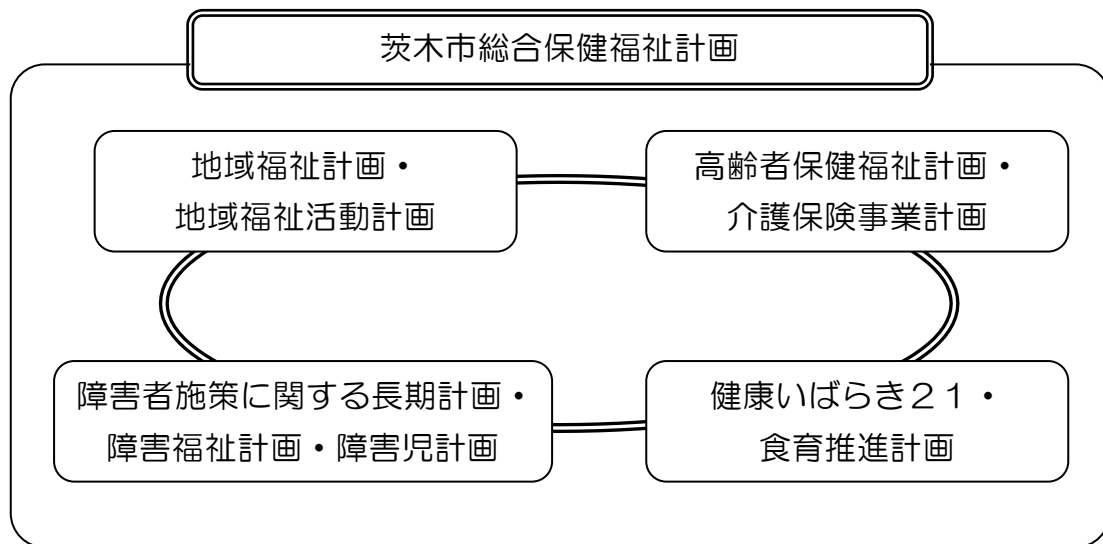
次期総合保健福祉計画の構成案について

茨木市総合保健福祉計画構成（案）

第1編 総合保健福祉計画

第1章 計画の基本的考え方

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置付け及び法的根拠
3. 計画の期間・策定体制
4. 計画の構成（総合保健福祉計画と分野別計画との関係）
5. 社会福祉協議会との連携
6. 分野別計画の策定趣旨



第2章 本市の保健福祉を取り巻く現状

1. 本市の状況（統計資料等の整理）、将来推計
人口構造、年齢別人口、小学校区別人口、人口動態、障害者の状況、介護保険被保険者の状況、各分野別計画に係る統計等
2. アンケート調査結果概要
3. ワークショップ結果概要
4. 現行計画の評価

第3章 計画の基本方針

1. 基本理念

「すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、みんなが主役の地域共生のまちづくり」

～包括的な支援体制の実現とともに～

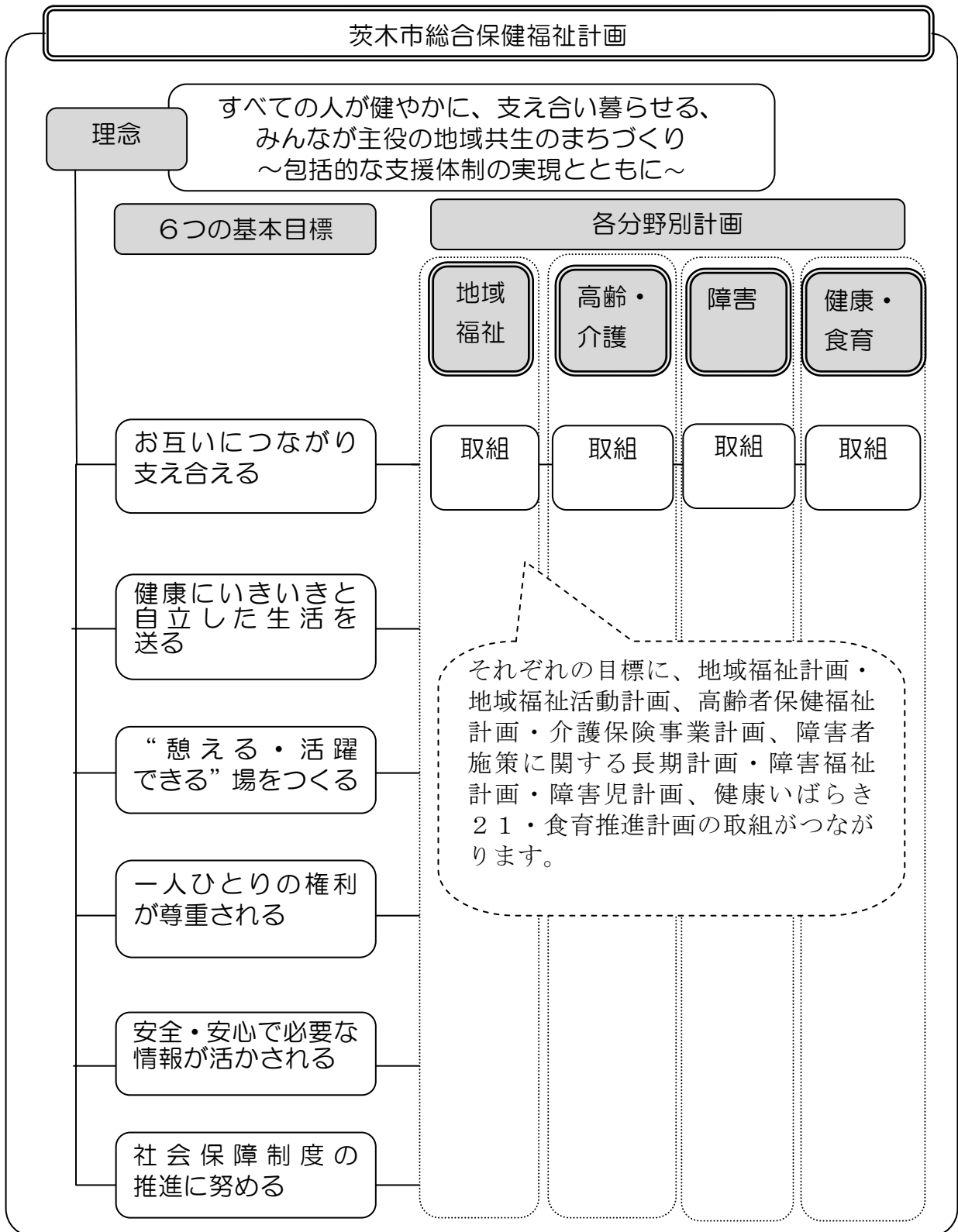
2. 基本目標

- (1) お互いにつながり支え合える
- (2) 健康にいきいきと自立した生活を送る
- (3) “憩える・活躍できる”場をつくる
- (4) 一人ひとりの権利が尊重される
- (5) 安全・安心で必要な情報が活かされる
- (6) 社会保障制度の推進に努める

3. 茨木市が目指す包括的な支援体制

4. 施策体系

各分野別計画は、共通の理念と基本目標に沿って構成します。



第4章 計画の推進体制等

1. 推進体制（庁内の推進体制・協働による推進）
2. 進行管理（PDCAサイクルによる進行管理と施策評価）

第2編 分野別計画

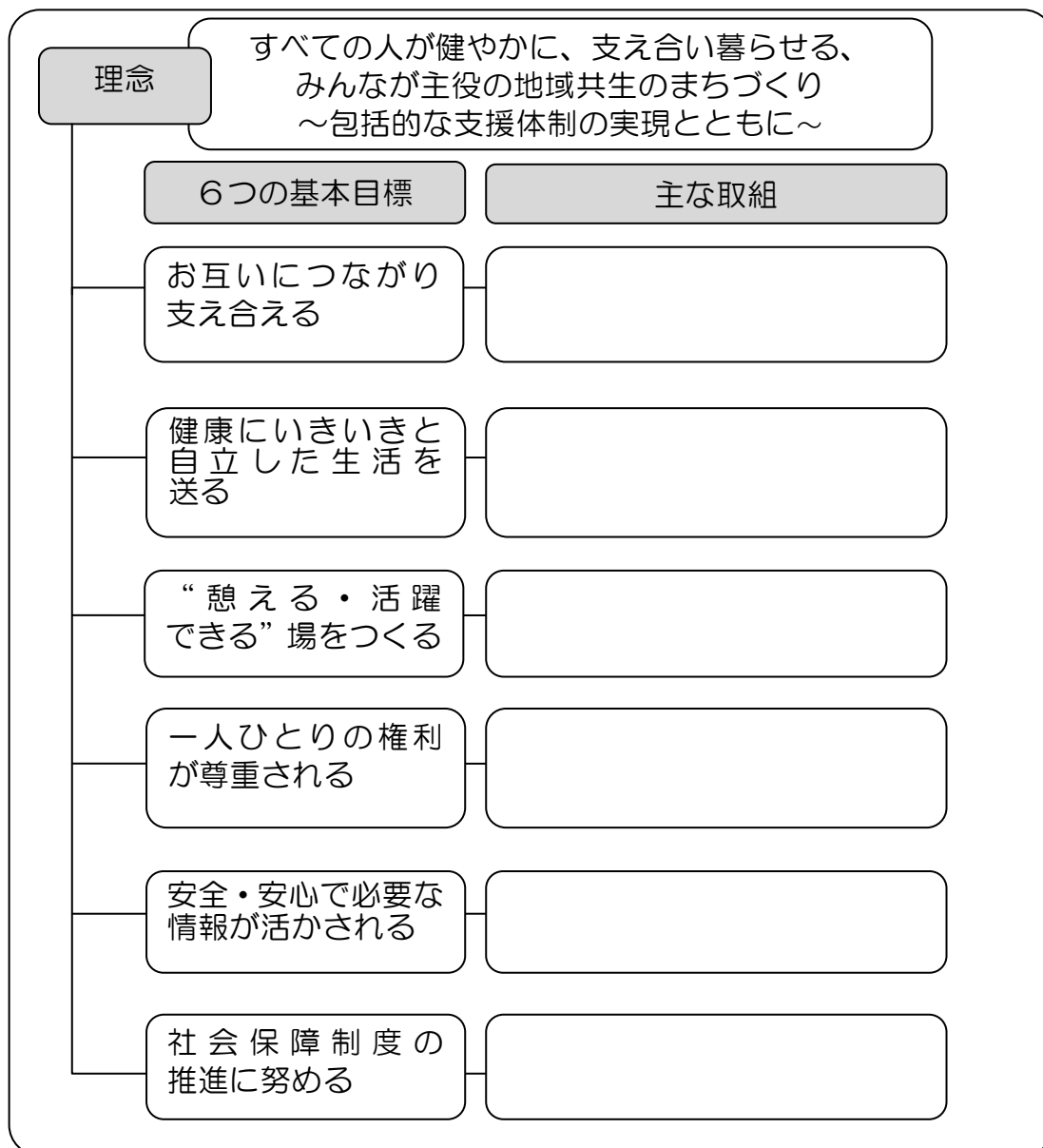
第1章 地域福祉計画（第3次）・地域福祉活動計画（第2次）

第1節 地域福祉計画（第3次）・地域福祉活動計画（第2次）

1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置付け

総合保健福祉計画の理念、基本目標に対する地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置付け・役割を明らかにします。

2. 施策体系



3. 主な取組

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)
- (6)

第2章 高齢者保健福祉計画（第8次）・介護保険事業計画（第7期）

第1節 高齢者保健福祉計画（第8次）

1. 高齢者保健福祉計画の位置付け

総合保健福祉計画の理念、基本目標に対する高齢者保健福祉計画の位置付け・役割を明らかにします。

2. 施策体系（図省略）

3. 主な取組

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)
- (6)

第2節 介護給付サービス等の見込量の算定

1. 各年度の介護給付サービス量の見込み
2. 各年度の地域支援事業の見込み
3. 介護保険料基準額の算定

第3章 障害者計画（障害者施策に関する第4次長期計画・障害福祉計画（第5期）・障害児計画）

第1節 障害者施策に関する第4次長期計画

1. 障害者基本計画の位置付け

総合保健福祉計画の理念、基本目標に対する障害者施策に関する第4次長期計画の位置付け・役割を明らかにします。

2. 施策体系（図省略）

3. 主な取組

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

第2節 障害福祉計画（第5期）

1. 第5期計画の目標設定と実現に向けた取組

2. 障害福祉サービス等の見込み量とその確保のための方策

第3節 障害児計画の具体的施策

第4章 健康いばらき21・食育推進計画（第3次）

第1節 健康いばらき21・食育推進計画（第3次）

1. 健康いばらき21・食育推進計画の位置付け

総合保健福祉計画の理念、基本目標に対する健康いばらき21・食育推進計画の位置付け・役割を明らかにします。

2. 施策体系（図省略）

3. 主な取組

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

議題 5

地域包括支援センターの整備見直しについて

地域包括支援センターの整備見直しについて

1. 現行計画の課題

(1) 地域包括ケアシステムの実現

平成37年（2025年）を目処に地域包括ケアシステムを実現するためには、地域包括支援センターの機能強化が重要になる。この地域包括ケアシステムは、概ね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域（具体的には中学校区）を単位として想定されている。

また、地域包括支援センター業務評価においても各圏域内で地域特性を把握し、分析、活用が十分にできていないセンターがあり、日常生活圏域ニーズ調査等による地域分析が困難である。

さらに、活動と参加を考慮しなければならない。

(2) 高齢化の進展

設定時の高齢者数は全圏域とも大幅な増となっている。また、高齢化の進展状況に圏域内でも地域差が生じている。

	①北	②丘東	③丘西	④中東	⑤中西	⑥中中	⑦南
平成18年	31%	17%	19%	16%	15%	17%	13%
3月	910人	4,189人	2,190人	8,567人	8,409人	8,616人	8,565人
平成29年	42%	28%	22%	26%	23%	21%	21%
4月30日	1,018人	7,617人	3,886人	13,492人	13,939人	11,691人	13,699人
平成37年	46%	30%	19%	28%	26%	25%	24%
	988人	8,002人	3,222人	15,590人	15,921人	12,697人	15,936人

（上段 高齢化率・下段 高齢者人口）

(3) 現計画の圏域と高齢者の活動範囲の差

現計画の圏域の範囲と、実際の高齢者の活動範囲に差があり、複雑・多様化するニーズに対してはきめ細やかな対応が求められ、事業実施や計画管理を行う範囲としてなじまない。

〔参考〕 徒歩での生活圏	自宅を中心とする約500m
外出時の移動手段	徒歩 70%（平成28年度アンケート）
日常生活圏域の移動時間	約30分（片道15分）
訪問サービス圏域の目安	30分以内
訪問医療	片道20分

2. 次期計画に向けての地域包括支援センターの整備見直し

(1) 現行計画の日常生活圏域を配慮しつつ、次のとおり見直しを行う。

【現行計画の日常生活圏域の構成】

日常生活圏域	基本単位
(大区分)	(小区分)
①～⑦	32小学校区

【次期計画の日常生活圏域の構成】

サービス圏域・活動圏域・エリア		基本単位
(大区分)	(中区分)	(小区分)
①～⑦※1	2～3小学校区を目安	32小学校区

※1 日常生活圏域数については、次期茨木市総合保健福祉計画で検討中です。

(2) 検討スケジュール

平成29年4月19日	運営協議会（設置数見直し案）
平成29年5月29日	高齢者施策推進分科会（設置数見直し案）
平成29年7月26日	運営協議会（設置区分案）
平成29年8月28日	高齢者施策推進分科会（設置区分案）
平成29年10～11月	運営協議会（設置数・区分 最終案）
平成29年11月30日	高齢者施策推進分科会（設置数・区分 最終案）
平成30年3月	設置数・区分確定
平成30年6～7月	運営協議会・高齢者施策推進分科会（公募要件等の審議）
平成30年8～9月	公募（公募エリア数は未定）
平成30年10月以降	業務委託

【参考】地域包括支援センターにおける業務実態に関する調査研究事業報告書(p99 抜粋し改変)

平成 27 (2015) 年 3 月

	平成29年4月	平成26年調査	
	茨木市	センター数	割合
1万～3万人未満	4	754	16.5%
5千～1万人未満	1	2,010	44.1%
3千～5千人未満	1	964	21.2%
3千人未満	(1)	666	14.6%

平成 26 年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業（三菱総合研究所）

(現在)

平成29年4月30日

北部地域 圏域	清溪	466	1,018
	忍頂寺	552	

丘陵地域 東部圏域	安威	1,150	7,617
	山手台	2,675	
	耳原	2,190	
	福井	1,602	

丘陵地域 西部圏域	豊川	1,399	3,886
	郡山	1,687	
	彩都西	800	

中心地域 東部圏域	三島	2,516	13,942
	太田	2,736	
	庄栄	1,949	
	西河原	1,685	
	東	2,337	
	白川	2,719	

中心地域 西部圏域	郡	1,559	13,939
	沢池	2,579	
	西	1,686	
	穂積	2,423	
	畑田	1,151	
	春日	2,471	
	春日丘	2,070	

中心地域 中部圏域	茨木	3,104	11,691
	中条	2,449	
	大池	3,757	
	中津	2,381	

南部地域 圏域	玉島	1,802	13,699
	玉櫛	2,171	
	天王	2,819	
	東奈良	2,578	
	葦原	1,671	
	水尾	2,658	

(推計)

平成37年

北部地域 圏域	清溪	408	988
	忍頂寺	580	

丘陵地域 東部圏域	安威	1,222	8,002
	山手台	2,803	
	耳原	2,401	
	福井	1,576	

丘陵地域 西部圏域	豊川	1,317	3,222
	郡山	1,386	
	彩都西	519	

中心地域 東部圏域	三島	2,584	15,590
	太田	3,190	
	庄栄	2,401	
	西河原	1,906	
	東	2,428	
	白川	3,081	

中心地域 西部圏域	郡	1,728	15,921
	沢池	3,004	
	西	1,746	
	穂積	2,766	
	畑田	1,440	
	春日	2,912	
	春日丘	2,325	

中心地域 中部圏域	茨木	3,319	12,697
	中条	3,227	
	大池	3,667	
	中津	2,484	

南部地域 圏域	玉島	2,048	15,936
	玉櫛	2,476	
	天王	3,389	
	東奈良	2,839	
	葦原	2,142	
	水尾	3,042	

3 箇所
4071 人

3 箇所
5197 人

3 箇所
5307 人

2 箇所
6349 人

3 箇所
5312 人

65,792 人

72,356 人

14 箇所

3. 日常生活圏域とは

(1) 日常生活圏域の定義

平成 17 年の介護保険法の改正により、市町村介護保険事業計画において、当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して日常生活圏域を定めることとされた。

(参考) 厚生労働省老健局「平成 16 年 11 月 10 日全国介護保険担当課長会議」資料より抜粋
地域における住民の生活を支える基盤には、保健・福祉や医療関連の施設だけではなく、「住まい」や他の公共施設、交通網、さらには、こうした地域資源をつなぐ人的ネットワークも重要な要素である。地域ケアを充実させるためには、これらが有機的に連携し、地域住民の生活を支えるものとして、機能することが重要となってくる。

したがって、今後の基盤整備においては、従来のような全市町村を単位として個々の施設を整備する「点の整備」ではなく、身近な生活圏域に様々なサービス拠点が連携する「面の整備が求められるとともに、地域住民が公共サービスも含めた様々なサービスの担い手として参加し、コミュニティの再生や新たな公共空間の形成が図られることで、住み慣れた地域での生活継続が可能となるような基盤整備が必要である。

そのため、第 3 期介護保険事業計画では、市町村内をいくつかに分けて「生活圏域」を定める必要があり、具体的な設定については、それぞれの市町村において、面積や人口だけでなく、旧行政区域、住民の生活形態、地域づくりの活動の単位などそれぞれの地域の特性を踏まえた様々な方法が考えられる。

計画においては、「生活圏域」ごとの各サービスの利用見込量を定めるとともに、地域密着型サービスのうち小規模な介護老人福祉施設、小規模な介護専用型特定施設、認知症高齢者グループホームについては、当該利用見込量を基に「生活圏域」ごとの必要利用定員総数を定めることが必要である。

(2) 日常生活圏域の設定

日常生活圏域はそれぞれの市町村において、小学校区、中学校区、旧行政区、住民の生活形態、地域づくりの単位など、面積や人口だけでなく、地域の特性などを踏まえて設定することとされている。

(3) 日常生活圏域設定の意義

日常生活圏域を考慮して地域包括支援センターは設置されている。

また、日常生活圏域ごとの介護サービス必要量を見積もることで、サービスが不足している圏域には施設を誘導し、必要量を満たしている圏域には新たな施設の指定をしないことにより、計画的な介護サービスの投入が可能となる。

4. 茨木市の日常生活圏域の設定

本市は第4次茨木市高齢者福祉計画・第3期介護保険事業計画（平成18～20年度）において日常生活圏域を計7圏域設定した。この日常生活圏域を基本に、第7次・第6期まで地域包括支援センターの整備、介護サービス基盤や、高齢者福祉事業などを実施してきた。

	第3期			第4期			第5期			第6期		
	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
北部	社会福祉協議会	社会福祉協議会	社協	社会福祉協議会								
丘陵地域東部				天兆園								
丘陵地域西部			常清の里									
中心地域東部			エルダー									
中心地域西部			社協	春日丘荘								
中心地域中部				社会福祉協議会								
南部			葦原									



(参考) 「第4次茨木市高齢者福祉計画・第3期介護保険事業計画」 p88より抜粋)

本計画においては高齢者が住み慣れた地域で介護サービスが受けられるように「日常生活圏域」を設定し、その圏域ごとに地域密着型のサービス等を提供することとなる。設定にあたっての国の基本的な考え方は地理的条件、人口、交通事業その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための整備状況等を総合的に勘案し設定することになっている。

本市では総合計画、地域福祉計画との整合性の取れた圏域とするため、地域の歴史や交通網、コミュニティ等地域の特徴を踏まえ、中学校区単位で圏域の規模を検討し、圏域ごとの境界は、小学校区単位として、以下の7つの日常生活圏域を設定する。

地 区	中 学 校 区	小 学 校 区	
①北部地域圏域	北辰中学校※1	清溪小学校	忍頂寺小学校
②丘陵地域東部圏域	北稜中学校 北中学校	安威小学校 耳原小学校	山手台小学校 福井小学校
③丘陵地域西部圏域	豊川中学校 彩都西中学校※2	豊川小学校 彩都西小学校	郡山小学校
④中心地域東部圏域	三島中学校 太田中学校 東雲中学校	三島小学校 庄栄小学校 東小学校	太田小学校 西河原小学校 白川小学校
⑤中心地域西部圏域	西中学校 西陵中学校	畑田小学校 春日丘小学校 沢池小学校 穂積小学校	春日小学校 郡小学校 西小学校
⑥中心地域中部圏域	養精中学校 東中学校	中条小学校 大池小学校	茨木小学校 中津小学校
⑦南部圏域	平田中学校 南中学校 天王中学校	玉島小学校 天王小学校 東奈良小学校	玉櫛小学校 葦原小学校 水尾小学校

※1 平成23年(2011年)3月閉校

※2 平成20年(2008年)4月開校

議題 6

今後の日程について

平成 29 年度日程（案）

- 第 1 回 平成 29 年 5 月 29 日（月） 茨木市福祉文化会館（202）
- 〔研修会〕 平成 29 年 6 月 28 日（水） ローズ WAM（ワムホール）
- 第 2 回 平成 29 年 8 月 28 日（月） 南館 10 階（大会議室）
- ・ 総合保健福祉計画
 - ・ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
 - ・ 地域包括支援センター
- 第 3 回 平成 29 年 11 月 30 日（木） 南館 8 階（中会議室）
- ・ 総合保健福祉計画
 - ・ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
 - ・ 地域包括支援センター
- 〔審議会〕 平成 29 年 12 月 26 日（火）
- 場所未定
- 第 4 回 平成 30 年 2 月 16 日（金） 南館 8 階（中会議室）
- ・ 総合保健福祉計画
 - ・ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 〔審議会〕 平成 30 年 3 月 23 日（金）
- 場所未定

議題 7
その他

茨木市規則第47号

茨木市総合保健福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第3条の規定に基づき、茨木市総合保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、茨木市附属機関設置条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員80人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体から推薦された者
- (4) 行政関係職員
- (5) 介護保険被保険者
- (6) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が議事に関係のある委員を招集し、その議長となる。

2 前項の議事に関係のある委員の範囲は、会長の決するところによる。

3 審議会は、招集した委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところ

ろによる。

- 5 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(分科会)

第7条 審議会に、特別の事項に関する調査又は審議を分掌させるため、次の分科会を置く。

- (1) 茨木市地域福祉推進分科会
- (2) 茨木市障害者施策推進分科会
- (3) 茨木市高齢者施策推進分科会
- (4) 茨木市健康医療推進分科会

- 2 分科会に属する委員（以下この条及び次条において「分科会員」という。）は、会長が指名する。

- 3 分科会に分科会長を置き、会長が指名する分科会員をもって充てる。

- 4 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

- 5 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会長が指名する分科会員がその職務を代理する。

(分科会の会議)

第8条 分科会の会議は、分科会長が招集し、その議長となる。

- 2 分科会は、分科会員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 分科会の議事は、出席分科会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 4 第6条の規定にかかわらず、審議会の定めるところにより、分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

- 5 分科会長が必要と認めたときは、分科会員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(分科会の分掌事務)

第9条 第7条第1項各号に掲げる分科会が分掌する事務は、次に定めるとおりとする。

- (1) 茨木市地域福祉推進分科会 社会福祉に係る計画の策定、変更及び推進その他社会福祉に関すること。
- (2) 茨木市障害者施策推進分科会 障害者福祉に係る計画の策定、変更及び推進その他障害者施策に関すること。
- (3) 茨木市高齢者施策推進分科会 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定、変更及び推進その他高齢者施策に関すること。
- (4) 茨木市健康医療推進分科会 健康医療に係る計画の策定、変更及び推進その他

健康医療に関すること。

2 分科会長は、分科会における調査又は審議の状況及び結果を審議会に報告するものとする。

(専門部会)

第10条 分科会に、専門の事項を調査させるため、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第11条 審議会、分科会及び専門部会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(秘密の保持)

第12条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 この規則の施行の日に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年7月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 この規則による改正後の茨木市地域福祉推進審議会規則第4条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から平成26年7月31日までの間に委嘱される委員の任期は1年とし、平成26年8月1日から平成27年7月31日までの間に委嘱される委員の任期は平成27年7月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の茨木市地域福祉推進審議会規則第3条第2項の規定により委嘱されている茨木市地域福祉推進審議会の委員である

者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の茨木市総合保健福祉審議会規則第3条第2項の規定により委嘱されている茨木市総合保健福祉審議会の委員とみなす。
(委員の任期に関する特例)

- 3 この規則による改正後の茨木市総合保健福祉審議会規則第4条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から平成28年8月1日までの間に委嘱される委員の任期は、平成30年7月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月25日から施行する。
(委員の任期に関する特例)
- 2 この規則による改正後の茨木市総合保健福祉審議会規則第4条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日に委嘱される委員の任期は、平成30年7月31日までとする。